

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用に係る申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
令和 年 月 日 大阪市長	所有者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	フリガナ

大阪州市税条例附則第 条第 項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在			
家屋番号		種類	
構造		床面積	㎡
建築年月日	年 月 日	人の居住の用に供する部分の床面積	㎡
備考（大阪州市税条例附則第 条 項に規定する期間内に提出することができなかった場合は、その理由）			
※処理	台帳異動	評価異動	提出書類等
※決裁	令和 年 月 日		課長
			課長代理
			係長
			係員

※印の欄は、記載しないでください。

- (注1) 申告書には、必要書類等を添付してください。
- (注2) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日を経過した日以後になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

申告書に添付する必要書類

長期優良住宅など建築計画の認定を受けた旨の通知書の写し

対象となる住宅の要件について

住宅部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の場合は30㎡）以上280㎡以下であること。

なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

減額される期間について

- 1 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年間
- 2 上記以外の住宅・・・新築後5年間